

インフルエンザ予防には 「流行前のワクチン接種」が効果的です！ 発症した際の重症化防止にも有効です

当組合では、今年も被保険者および被扶養者の疾病予防の一環として、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します（補助額：年度内一人一回、1000円を限度）。また、(社)東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）の契約医療機関でインフルエンザ予防接種を受ける場合には、補助額を事前に差引いた金額で予防接種が受けられます。

東振協契約医療機関で 接種する場合の利用方法

【実施方法】

院内予防接種…東振協契約医療機関の施設内で実施
集合予防接種…公的施設（ホテル等）で実施
出張予防接種…事業所へ医療スタッフを派遣して実施

【接種期間】

10月～翌年3月末まで
※集合予防接種は11月～12月まで

【申込方法】

東振協のサイトより、院内または集合予防接種を受ける方はインフルエンザ予防接種利用券（次頁の利用券をコピーしてもご利用いただけます）、出張予防接種を受ける方（事業所）はインフルエンザ予防接種利用申込書を発行したうえ、契約医療機関に必ず接種日の予約をしてください。

東振協URL

<http://www.toshinkyoo.or.jp/influenzah.html>

【接種の取扱い】

院内または集合予防接種の場合は、利用券と被保険者証を窓口を持参してください。なお、利用者負担金額は医療機関窓口でお支払ください。

出張予防接種の場合は、再確認のため接種日に利用申込書を医療スタッフに提示してください。

東振協契約医療機関以外で 接種した場合の補助金請求方法

【接種期間】

通年で実施

【請求方法】

- ①各種健診補助金請求書※
 - ②領収書の原本、または領収書を写して提出される場合は余白に「原本に相違ない」と記載し、事業主の記名捺印のあるもの。
 - ③インフルエンザ予防接種実施報告書※
- 以上、①～③を事業所できりまとめのうえ、検診課へご提出ください。

※「各種健診補助金請求書」「インフルエンザ予防接種実施報告書」は組合ホームページからダウンロードしてください。

